

令和2年（行ウ）第16号住民訴訟事件

原告 小林美知ほか

被告 町田市長

令和5年2月6日

原告ら訴訟代理人

弁護士 千葉 恒久

同 針ヶ谷 健志

東京地方裁判所民事第2部Bc係 御中

原告準備書面（23）

【保守連合】

以下では、補助参加人吉田勉及び補助参加人保守連合（以下「保守連合」という）に対する反論を中心に、同会派の支出の違法性について主張をおこなう。

目次

第1 調査研究費.....	2
1 賀詞交歓会、旗開き参加にかかる支出（H14 - 47、H15-106、H15-172、H16 - 134）	2
2 ペスカドーラ町田の試合観戦にかかる支出（H15-135,H15-179）	4
3 商工会議所の会合への参加	4
4 「ことばらんど」でのイベント参加.....	5
5 市民のサークル活動への参加（追加）	5
(1) 華道展の鑑賞.....	5
(2) 茶道会の茶会への参加.....	6
(3) 書道展の鑑賞.....	7
(4) 新春文化の祭典への参加	7

(5) 市民囲碁大会.....	8
第2 通信運搬費.....	8
1 電話代について.....	8
(1) 使途基準及び運用指針の解釈について.....	8
(2) 新井議員の支出.....	9
(3) 大西議員の支出.....	9
(4) 白川議員の支出.....	9
(5) 吉田議員の支出.....	10
第3 その他支出の内容を具体的にすべきこと.....	11
1 三鷹市での駐車場利用 (H14-99,100).....	11
2 地方議員との面談 (H16-84-87).....	11

第1 調査研究費

1 賀詞交歓会、旗開き参加にかかる支出 (H14 - 47、H15-106、H15-172、H16 - 134)

支出番号	支出日	議員名	違法支出額	支出内容	保守連合の反論	原告の主張
H14-47	01/26	新井	820	タクシー代 神奈中ハイヤー(株)「現地調査」	文化協会の会合に参加するため	町田市文化協会新年賀詞交歓会 (ホテル ラポール千寿閣)
H15-106	01/14	白川	600	駐車場代 ショウワパーク町田駅前駐車場 20:51~22:14「会議」	町田青年会議所主催の会に出席するため	新春青年経済人会議 賀詞交歓会 (ホテルザ・エルシィ町田)
H15-172	01/27	新井	820	タクシー代 千代田自動車(株)「会議」	市内経済活性化・まちづくりに関する会議のため	町田市商店街連合会「新年賀詞交換会」 (ホテルザ・エルシィ町田)

H16-134	01/10	白川	800	駐車場代 原町田 3 丁目第一駐車場（原町田 3-3-8）バイク駐車場 19:31~20:44「打合せ」	東京土建の会の参加及び市民相談のため	東京土建一般労組町田支部新春旗開き （ベストウエスタンレンブラントホテル東京町田（旧 ホテルザ・エルシィ町田））
---------	-------	----	-----	--	--------------------	--

H14-47 について、保守連合は、文化協会の会合へ参加するための支出と主張する。しかし、実際は文化協会の賀詞交歓会への参加のための支出である（甲 209・吉田議員ブログ）。

H15-106 について保守連合は、町田青年会議所主催の会に出席するためと主張する。しかし、正確に言えば、町田青年会議所 2016 年度 1 月例会「新春青年経済人会議・賀詞交歓会」に出席するための支出である。この賀詞交歓会は町田青年会議所が開催するものであり、結局この支出は町田青年会議所の活動に対する支出である。（甲 199-2・諸報告議会活動状況、甲 200-1・町田青年会議所ブログ）。

例年、会場ではビールや軽食が提供され、多数の関係者でゴった返している（甲 200-2~4）。

H15-172 について、保守連合は、市内経済活性化・まちづくりに関する会議に出席のための支出であると主張する。しかし、実際は町田市商店会連合会による賀詞交歓会に出席するための支出である（甲 210・三遊亭議員ブログ）。ブログの写真から、賀詞交歓会では酒類が提供されていることが明らかである。

H16-134 について、保守連合は、東京土建の会や市民相談のための支出であると主張する。しかし、実際は東京土建の旗開きへの参加のための支出であり（甲 132・諸報告・議会活動状況）、会場ではビールなども用意されている（甲 211・三遊亭議員ブログ）。

以上からもわかるように、賀詞交歓会や旗開きは、関係者が新年のあいさつを交わす場であり、酒食が提供されることが非常に多い会合である。こうした会合への参加は会派がおこなう調査研究のためのものとは言えない。

2 ペスカドーラ町田の試合観戦にかかる支出（H15-135,H15-179）

保守連合は、これらの支出は町田市の政策実現とかかわるため単なる試合観戦ではない、と主張する。

しかし、新井議員による H15-135 の駐車場利用時間からすると、試合時間に合わせて会場に到着し、試合終了後間もなくして会場を退場している。試合観戦以外の調査が行われたとは考えられない。

また、ペスカドーラ町田が本拠地とする総合体育館に関して、新井議員が町田市議会で質問をしたのは、2014年から2016年の間で、以下のわずか1度のみである（しかも内容は以下のとおり、「質問」とは言えないような発言である）。

「そしてもう1つ、本当は成瀬の体育館についてもこのビジョンについて質問しようと思っていたんですが、私の大変尊敬する藤田議員が、最終日ですか、成瀬の体育館の設備について質問をされるということで、内容を拝見させていただいて全く同じ思いでございますので、私の思いも乗っかっているということで藤田議員への答弁をしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。」（平成26年度6月定例会第2回（6月9日））

現地調査を行う必要があるほどの政策があったのであれば、より活発な議論がなされるはずであるが、現実なされていない。

3 商工会議所の会合への参加

保守連合が認めるように、H16-55 は商工会議所の会議に白川議員が参加した際のタクシー代、H16-167 は白川議員が商工会議所の会議に参加する際の駐車場代の支出である。H16-55 は町田商工会議所の常議員総会へ参加にかかる支出、H16-167 は町田商工会議所による新入会員交流会参加にかかる支出である。

保守連合は、商工会議所の活動内容を述べたうえで、その活動に参加することは政務活動にあたる旨主張する。しかし、白川議員が具体的にどのような意見交換や活動を行ったのかの主張がない。むしろ、常議員総会は商工会議所の内部意思決定のための会議であるし、新入会員交流会も新入会員の歓迎会であって、ど

ちらも調査研究とは言えないものである。

4 「ことばらんど」でのイベント参加

保守連合は、H16-139 の支出は平成29（2017）年3月15日に、町田市民文学館「ことばらんど」でのイベントに参加した旨主張する。

しかし、同日、「ことばらんど」で行われたイベントはなく、町田青年会議所が17時30分から22時00分の間に大会議室を使用していたのみである（甲212・施設利用状況、甲213・原告報告書（ことばらんど））。駐車場が使われたのが19時50分～21時32分であることからすると、白川議員は町田青年会議所の会議に参加していたと推測される。町田青年会議所の活動への参加は、白川議員が町田青年会議所の会員として参加したにすぎず、政務活動ではない。

5 市民のサークル活動への参加（追加）

原告は、原告準備書面（13）14頁以下で、白川議員による町田茶道協会の茶会への出席（H15-89）と大西議員による市民囲碁大会の打ち合わせ（H16-195）に関する支出の違法性について指摘した。

今回、このほかにも市民のサークル活動に参加するための駐車場代が支出されたことが判明した。根拠となるのは、町田市文化協会の会報24号の34頁（甲214-1・平成27年度文化協会後援の文化活動）、町田市文化協会の会報25号の31頁（甲214-2・平成28年度文化協会後援の文化活動）、ニュース、議員のブログ、市民サークルのホームページ、諸報告議会活動状況等である。これらの支出について保守連合は、「現地調査」「打ち合わせ」「会議」のためのものとしていたが、実際の活動は以下述べる通りであり、「会派が行う調査研究」のためのものとはいえない。従前の原告準備書面での指摘とあわせ、市民のサークル活動への参加に関する支出の違法性についてあらためて述べる。

(1) 華道展の鑑賞

華道展を鑑賞することは、「会派がおこなう調査研究」とは無関係である。以下の各支出は、華道協会が開催した華道展を鑑賞するためのものである（保守連

合もかかる事実を認めている)。

					保守連合の説明	関連資料
H14-198	06/01	大西	300	駐車場代 原町田 4 丁目第 2 駐車場(原町田 4-14-17)10:04~11:00 分「現地調査」	文化協会華道展の視察のため	第 6 1 回町田華道協会展 (6/1~2) タウンニュース (甲 215-1)
H15-82	06/21	白川	400	駐車場代 まちだターミナルパーキング(原町田 3-1-4)14:32~15:37「会議」	町田文化交流センターで開催された茶道華道に出席	町田華道協会展 平成 27 年度 文化協会後援の文化活動 (甲 214-1)
H16-117	06/19	白川	500	駐車場代 原町田一丁目第 1 駐車場 14:49~16:19「打合せ」	町田華道会に参加するため	町田華道協会展 平成 28 年度文化協会後援の文化活動 (甲 214-2)

(2) 茶道会の茶会への参加

茶道会が開催する茶会に参加することは、「会派がおこなう調査研究」とは無関係である。以下の各支出は、茶道会の月例茶会に参加するためのものである(保守連合も H14-232 以外の支出についてはかかる事実を認めている。H14-232 の駐車場(タイムズ鶴川駐車場)は新春茶会が開催された和光大学ポプリホール のすぐそばにあり、同会に参加するためのものであったと推測される)。

H14-173	11/30	白川	800	駐車場代 まちだターミナル駐車場 13 時 34 分~15 時 20 分「現地調査」	文化交流センターの町田茶道会に参加するため	町田茶道会創立 50 周年記念茶会 10:00~16:00 町田市文化交流センター5・6 階 松岡みゆきブログ (甲 216)
H14-201	11/30	大西	1,600	駐車場代 原町田 4 丁目第 2 駐車場 (原町田 4 丁目 14-17) 07:39~19:39「現地調査」	文化協会の茶道部記念式典に参加するため	同上

H14-232	01/10	大西	500	駐車場代 タイムズ鶴川駐車場 09:56～11:32「現地調査」	バス停移動に関する現地調査	新春文化の祭典 in 鶴川 2015 年「第三回新春茶会」和光大学ポプリホールで開催（甲 199-1）
H15-89	02/21	白川	300	駐車場代 原町田 1 丁目第 1 駐車場（原町田 1-6）13:58～14:59「会議」	文化交流センターの町田茶道協会に出席	町田茶道会月例茶会
H16-125	07/17	白川	400	駐車場代まちだターミナルパーキング（原町田 3 丁目 1-4）10:56～11:59「会議」	町田茶道会に参加するため	月例茶会
H16-126	12/11	白川	200	駐車場代まちだターミナルパーキング（原町田 3 丁目 1-4）11:24～11:52「会議」	町田茶道会に参加するため	月例茶会
H16-114	02/19	白川	300	駐車場代 原町田 1 丁目第一駐車場 13:28～14:19「打合せ」	町田茶道会に参加するため	月例茶会 文協通信第 55 号「月例茶会」（甲 217）

(3) 書道展の鑑賞

書道展の鑑賞も「会派がおこなう調査研究」とは無関係である。以下の大西議員による駐車は、書道展（甲 214-2）を訪れるためと思われる。

H16-148	09/18	大西	300	駐車場代 原町田第 18 駐車場（原町田 4-6）09:33～11:11「打合せ」	第 3 回選抜書道展（町田市書道連盟）（9 月 15 日～19 日） 町田市文化交流センター 6 階
---------	-------	----	-----	---	---

(4) 新春文化の祭典への参加

保守連合は、以下の支出について、大西議員による文化協会の打ち合わせ、会議のための支出であると主張する。

しかし、これらの支出がされた日を含む、平成 28 年 1 月 7 日～9 日には、

和光大学ポプリホール鶴川において、「新春文化の祭典 in 鶴川」が開催されていた（甲 2 1 4 - 2）。大西議員はこれらの祭典に私的に参加したものであって、「会派がおこなう調査研究」とは言えない。

H16-194	01/07	大西	600	駐車場代 ザ・パーク 鶴川駐車場（鶴川駅前）12:42~15:06「市民との打合せ」	文化協会の会議のため	「新春文化の祭典 in 鶴川」 和光大学ポプリホール鶴川
H16-41	01/09	大西	2,440	タクシー代 小田急交通南多摩線「打合せ」	文化協会の打ち合わせのため	市民囲碁大会（第5回） 和光大学ポプリホール鶴川

(5) 市民囲碁大会

大西議員は市民囲碁大会にも出席しているが、この大会への参加も「会派がおこなう調査研究」とはいえない。なお、囲碁大会の様子を報告した私人のブログには大西議員の姿も写っている（甲 2 1 8）。

H16-195	01/08	大西	600	駐車場代 アイベック 鶴川第1駐車場 14:05~14:59「市民打合せ」	市民囲碁大会の打ち合わせのため	「新春文化の祭典 in 鶴川」 和光大学ポプリホール鶴川
---------	-------	----	-----	--	-----------------	---------------------------------

第2 通信運搬費

1 電話代について

(1) 使途基準及び運用指針の解釈について

保守連合は、第1準備書面において、通信費の支出について、使途基準及び運用指針の上限額に適合する範囲内では使途基準に違反する支出と認定する余地はない、などと主張する。

しかし、原告準備書面（17）において主張したとおり、通信運搬費を政務活動費として支出できる場合は、使途基準上「会派の行う政務活動のために必要な通信運搬に要する経費」に限定されている。そのため、政務活動費には該当しない支出が計上されている場合、たとえ上限内であっても政務活動費として認める余地はない。

また、保守連合は、携帯電話の端末代を含む電話料金について「議員の調査研究活動のために必要なもの」などと主張する。しかし、携帯電話等が調査研究活動だけではなく、政治的な活動や私的な活動にも使用することは当然考えられる。そのため、これらの料金の全額が「会派の行う政務活動のために必要な通信運搬に要する経費」にはならないのが通常である。保守連合からも、全額が政務活動費に該当することについて、主張や立証はされていない。

むしろ、以下詳述するように政務活動費ではないことが明らかな支出が多数存在する。

(2) 新井議員の支出

新井議員による通信費の支出の違法性については、原告準備書面（17）において主張したとおりである。

(3) 大西議員の支出

保守連合は、「自宅固定電話を議員連絡先として登録しており、政務活動費としての電話料金の支出をしている」と主張する。

しかし、領収書等添付用紙に貼付されている資料は、「Yahoo!ウォレット請求明細」の他は支払証明書に過ぎず、契約内容の明細や内訳の記載がない。その上、契約電話番号はマスキングされており、どの支払い証明書の内容なのか、全く不明である。そのため、保守連合が主張するような議員連絡先の電話番号が政務活動費として請求されているかどうか、確認ができない。

また、大西議員が2015年～2017年に、通信費の契約している「町田市野津田町1594-1」の住所は、東京都選挙管理委員会に政党以外の政治団体として登録している「大西のぶや後援会」の住所である（甲219の1・500番）。「大西のぶや後援会」は当然選挙活動のための政治活動を行う団体である。そのため、自宅の電話番号が政治活動、選挙活動にも使われていた可能性が高い。

以上のように、政務活動費として通信費が使用されていたか不明であるため、契約された電話番号を明らかにすべきである。

(4) 白川議員の支出

白川議員は、2014年から2016年にかけて、通信費の支出をしたとしている。保守連合は白川議員の支出について、「自宅の電話料金は政務活動費に計

上していない」と主張する。

しかし、領収書等添付用紙に貼付されている資料は、「ワイヤレスゲート」にかかる支出以外はクレジットカードでの支払証明書である。そのため、契約内容の明細や内訳がなく、保守連合が主張するような自宅の電話料金が除外されているか否か、確認ができない。

また、白川議員が2015年～2016年の間、通信費の契約している住所（東京都町田市本町田 3133-5 藤の台団地 2-10-503）は、東京都選挙管理委員会に政党以外の政治団体として登録している「政治をかえる会」（町田市本町田 3133-5）と同一場所である（甲219の1・1598番）。そのため、白川議員がこの住所で選挙活動、政治活動を行っていることは明らかであり、少なくとも通信費支出の一部が違法な支出であることは明らかである。

(5) 吉田議員の支出

吉田議員は、2015年から2017年、「町田市成瀬が丘1丁目14-12 サンホワイト E103-13」を住所として通信費にかかる契約をしている。

ア 自宅で政務活動を行う場合でも私的な利用を除外できないこと

まず、この住所は保守連合の主張によれば、吉田議員の自宅である。自宅で政務活動をするとしても、私的な利用のためにも電話を使用していたことは明らかである。

イ 政治活動、選挙活動として使われたこと

次に、この住所は、東京都選挙管理委員会に対して政党以外の政治団体として登録された団体の住所でもある。吉田議員が使用しているウェブサイトによれば、吉田議員は過去15回、各種選挙へ立候補をしているようである（甲220・吉田つとむブログ）。それらの選挙において、吉田議員にかかる政治団体であり上記住所を住所としているものは、以下のとおりである。

「吉田つとむ後援会（東京みらい21）」S61.4.21（甲219・3238番）

「吉田勉を応援する会」H4.11.20（甲219・3239番）

「無所属保守ネットワーク」H21.11.27（甲219・3041番）

「支持政党なし TOKYO」R2.12.25（甲219・1265番）

また、少なくとも平成29年度と平成30年度の「吉田つとむ後援会（東京み

らい21)」の収支報告書に記載の電話番号は、吉田議員が政務活動として使ってきたとみとめている電話番号と一致している（042-795-7361、甲221・収支報告書、甲222・吉田つとむブログ）。2014年から2017年の間も、この電話番号が政治活動、選挙活動に使われた可能性が高い。

さらに、吉田議員は、自身が使用するブログの中でも、昭和61年から34年間（すなわち2020年まで）この住所で選挙活動を行ってきたと発信している（甲223・吉田つとむブログ・2020年5月25日）。

このように、上記住所は基本的に吉田議員が選挙活動、政治活動の拠点としていたのであり、2015年から2017年も同様であったといえる。

第3 その他支出の内容を具体的にすべきこと

1 三鷹市での駐車場利用（H14-99,100）

保守連合は、問題がない会合であった旨主張する。しかし、三鷹市のどの場所、団体を訪問したのか明らかにされなければ、適切な政務活動であったか否かが判断できない。よって、訪問先を明らかにすべきである。

2 地方議員との面談（H16-84-87）

相模原市議会議員と面談を行ったのであるならば、その議員名と、面談を行った場所を明らかにすべきである。

以上